

最高裁秘書第3700号

令和3年12月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月28日付けで横浜地方裁判所が下記の司法行政文書を開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

公判前整理手続の期日において、弁護人がノートパソコンを使用する際、法廷内の電源コンセントを使ってはいけないことが分かる裁判官の研修資料その他の文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3889号

令和3年12月15日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

公判前整理手続の期日において、弁護人がノートパソコンを使用する際、法廷
内の電源コンセントを使ってはいけないことが分かる裁判官の研修資料その他の
文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月2日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）諮詢第38号

(2) 謝問日

令和3年12月9日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3890号

令和3年12月15日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

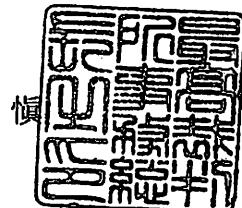
諮問番号 令和3年度（情）諮問第38号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、横浜地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、特定の被告事件の公判前整理手続期日において、原判断庁所属の裁判長が弁護人らに対し、法廷内の電源コンセントにノートパソコンを繋ぐなどして裁判所が管理する電気を使用することを禁止したことからすれば、対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

公判前整理手続の期日において、弁護人がノートパソコンを使用する際、法廷内の電源コンセントを使ってはいけないことが分かる裁判官の研修資料その他の文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、10月28日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断庁において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

(2) 公判前整理手続期日における法廷内の電源コンセントの使用について、裁判官の研修資料その他の司法行政文書を作成する定めはない。また、原判断庁においては、法廷内の電源コンセントの使用についての問合せがあった場合には、

その必要性等を勘案して個別に判断して対応していることから、上記の司法行政文書を作成する必要もない。そのため、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していない。

苦情申出人は、特定の被告事件の公判前整理手続期日において、原判断所所属の裁判長が弁護人らに対し、皆さんだけに国の電気の使用を許すわけにはいかないなどと説明して、法廷内の電源コンセントにノートパソコンを繋ぐなどして裁判所が管理する電気を使用することを禁止したことからすれば、対象文書は存在する旨主張する。しかし、特定の被告事件の期日において弁護人がノートパソコンを使用する際に法廷内の電源コンセントを使用させるか否かは、その必要性等を勘案して個別に判断されるべきものであるから、上記の点に関する裁判官の研修資料その他の司法行政文書が当然に存在するというものではない。このことは、仮に前記の裁判長による説明があったとしても左右されない。その他、本件開示申出に係る文書が存在することをうかがわせる事情も存在しない。

(3) よって、原判断は相当である。